

平成29年第2回臨時会
新冠町議会会議録
第1日 (平成29年5月9日)

◎議事日程 (第1日)

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1			会議録署名議員の指名
日程第 2			会期の決定
日程第 3			諸般の報告
日程第 4			議席の変更及び補欠選挙により当選した議員の議席の指定について
日程第 5	選任第 1号		常任委員会委員の選任について
日程第 6			議長の常任委員辞任について
日程第 7			諸般の報告
日程第 8	選任第 2号		議会運営委員会委員の選任について
日程第 9			諸般の報告
日程第 10			町長の所信表明
日程第 11	承認第 1号		専決処分について (新冠町税条例の一部を改正する条例)
日程第 12	承認第 2号		専決処分について (新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 13	承認第 3号		専決処分について (新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例)
日程第 14	承認第 4号		専決処分について (平成28年度新冠町一般会計補正予算)
日程第 15	承認第 5号		専決処分について (平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算)
日程第 16	承認第 6号		専決処分について (平成29年度新冠町一般会計補正予算)
日程第 17	議案第 17号		新冠町税条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 18号		財産の取得について
日程第 19	同意第 1号		新冠町副町長の選任について
日程第 20	同意第 2号		新冠町教育委員会教育長の任命について

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

1番 須崎栄子君	2番 椎名徳次君
3番 武藤勝圀君	4番 長浜謙太郎君
5番 荒木正光君	6番 氏家良美君
7番 武田修一君	8番 堤俊昭君
9番 秋山三津男君	10番 竹中進一君
11番 但野裕之君	12番 芳住革二君

※議席は新番号

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	中村修二君
教育長	杉本貢君
会計管理者	堤秀文君
総務課長	坂本隆二君
町民生活課長	佐渡健能君
税務課長	湊昌行君
保健福祉課長	鷹觜寧君
建設水道課長	坂東桂治君
建設水道課専門監	関口英一君
産業課長兼農業委員会事務局長	島田和義君
企画課長	佐藤正秀君
教育委員会管理課長	工藤匡君
教育委員会社会教育課長	山本政嗣君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	山谷貴君
総務課総括主幹	新宮信幸君
保健福祉課総括主幹	楫川聡明君
町民生活課総括主幹	竹内修君
建設水道課総括主幹	本間浩之君
産業課総括主幹	三宅範正君
教育委員会社会教育課総括主幹	谷藤聡君
農業委員会事務局次長	田村一晃君
税務課総括主幹	西川宏幸君
企画課総括主幹	佐々木京君
代表監査委員	岬長敏君

◎議会事務局

議会事務局長
議会事務局係長

原田和人君
浜口雅史君

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。ただいまから、平成29年第2回新冠町議会臨時会を開会いたします。堤 俊昭議員から議会会議規則第2条に基づき、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。会議に先立ちまして、私から一言ご挨拶申し上げます。まずもって、鳴海町長におかれましては、このたびの町長選挙において見事当選の栄に浴され、誠におめでとうございます。心よりお祝を申し上げます。現在社会情勢は少子高齢化人口減少問題など目まぐるしく変化しており、地域経済の活性化はもとより、保健福祉医療対策など本町の多岐にわたる課題に真正面から取り組むことが求められております。輝く新冠町の前途には、鳴海町長の強いリーダーシップと職員のチームプレーによる組織力が期待されています。改めて元気と笑顔あふれるふるさとづくりに身を挺してご尽力下さることをご期待申し上げます。

また、議会議員補欠選挙において町民の信頼のもとに当選されました、荒木議員に対しまして、心からお祝を申し上げます。どうか、常に住民の立場に立って今日の複雑多岐とするところの厳しい地域社会の中で、住民の幸せと本町の発展のために議員としての使命を立派に全うされますよう心から願うものでございます。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番 武田 修一 議員、6番 須崎 栄子 議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 日程第2 会期の決定 を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告 を行います。今臨時会の説明員として出席通知のありました者の職・氏名を、お手元に配布しておきましたので、ご了承願います。なお、先ほど申し上げました議員補欠選挙において当選されました荒木議員からあいさつを申し上げたい旨、申し入れがありましたので許可いたします。荒木議員どうぞ。

○4番（荒木正光君） この度の補欠選挙で、多くの皆様のご支援を得て議員にさせていただきました荒木でございます。先輩議員はもとより、町理事者の方々のご理解と貴重な時間をいただき、ご挨拶できること、心から感謝を申し上げます。7年振りに踏み入れた本会議場でございます。改めて神聖な場所であると実感し、気持ちを引き締めていかなければならないという実感をしたところでございます。先程議長さんから温かいお言葉をいただきました。未熟な私でございますが、議会の使命を重んじ、議員としての職責を全うし、精進を重ね、新冠町の発展の為に誠心誠意尽くす所存でございます。どうか、今まで以上、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、大変言葉足らずでございますが、お礼を申し上げ、決意の一端を述べさせていただきました。ありがとうございました。

◎日程第4 議席の変更及び補欠選挙により当選した議員の議席の指定について

○議長（芳住革二君） どうぞ頑張ってください。日程第4 議席の変更及び補欠選挙により当選した議員の議席の指定について を議題といたします。新冠町議会会議規則第4条第3項の規定により議席の変更及び先の補欠選挙により当選された議員の議席の指定については、議長より指定いたします。議席番号と氏名は事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長（原田和人君） それでは、議席番号と氏名を申し上げます。議席番号1番 須崎 栄子議員、2番 椎名 徳次議員、3番 武藤 勝罔議員、4番 長浜 謙太郎議員、5番 荒木 正光議員、6番 氏家 良美議員、7番 武田 修一議員、8番 堤 俊昭議員、9番 秋山 三津男議員、10番 竹中 進一議員、11番 但野 裕之副議長、12番 芳住 革二議長。以上のとおりでございます。

○議長（芳住革二君） ただいま朗読の通り、議席を指定いたします。議席が決まりましたので、それぞれ指定の席にお着き願います。暫時、休憩いたします。（議席氏名札の変更）

◎日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任 を行います。常任委員会委員の選任については、新冠町議会議員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって議長より指名いたします。

総務産業常任委員会委員に竹中 進一議員、堤 俊昭議員、武田 修一議員、須崎 栄子議員、椎名 徳次議員、秋山 三津男議員、武藤 勝罔議員、但野 裕之議員。

社会文教常任委員会委員に竹中 進一議員、堤 俊昭議員、武田 修一議員、氏家 良美議員、荒木 正光議員、秋山 三津男議員、長浜 謙太郎議員、但野 裕之議員。

議会広報常任委員会委員に竹中 進一議員、荒木 正光議員、須崎 栄子議員、長浜 謙太郎議員、但野 裕之議員、わたくし芳住です。以上のとおり指名いたします。これにご異議ありませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。ただいまの常任委員会委員の選任において、私は議会広報常任委員会委員に選任されましたが、常任委員を辞任したいので、辞任の件を審議する間、会議の進行を但野副議長に代わっていただきたいと思います。但野副議長よろしく願います。

◎日程第6 議長の常任委員辞任について

○副議長（但野裕之君） 日程第6 議長の常任委員辞任について を議題といたします。ただいま、議会広報常任委員会委員に選任されました芳住議長から辞任したい旨の申し出がありました。議長は、職責によりどの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権等、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属する事は適当ではありません。また、行政実例においても議長の辞任を認めていることから、議会広報常任委員会の委員を辞任したいとするものであります。お諮りいたします。申し出のとおり辞任について許可することに、ご異議ありませんか。（なしの声あり）異議なしと認めます。よって、議長の議会広報常任委員会委員の辞任について、許可することに決定いたしました。

○議長（芳住革二君） 暫時休憩いたします。再開は10時30分といたします。なお、休憩中に、それぞれ委員会を開催し委員長及び副委員長の互選を行ってください。

（休憩 10時11分）

（再開 10時37分）

◎日程第7 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第7 諸般の報告を行います。休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。総務産業常任委員会委員長に武田 修一議員、副委員長に須崎 栄子議員。社会文教常任委員会委員長に秋山 三津男議員、副委員長に氏家 良美議員。議会広報常任委員会委員長に竹中 進一議員、副委員長に長浜 謙太郎議員。以上のとおり互選された旨の報告がありました。これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 日程第8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名いたします。議会運営委員会委員に副議長但野 裕之議員、総務産業委員長武田 修一議員、社会文教委員長秋山 三津男議員、氏家 良美議員、荒木 正光議員、堤 俊昭議員。以上のとおり指名いたします。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩いたします。再開は10時55分といたします。なお、休憩中に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行って下さい。

（休憩 10時39分）

（再開 10時55分）

◎日程第9 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第9 諸般の報告を行います。休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報

告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。議会運営委員会委員長に堤 俊昭議員。副委員長に荒木 正光議員。以上のとおり互選された旨報告がありました。諸般の報告を終わります。

◎日程第10 町長の所信表明

○議長（芳住革二君） 日程第10 町長の所信表明 を行います。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日第2回臨時会を招集いたしましたところ議員各位には、時節柄何かとご多忙の中ご出席を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。議長さんより発言のお許しをいただきましたので、議案審議の前に貴重な時間をお借りして恐縮には存じますが、平成29年第2回新冠町議会臨時会の開催にあたり、町長就任のご挨拶と町政運営に対する所信の一端を申し述べさせていただきます。まずもって、ただいま議長さんから町長就任のお祝いのお言葉をいただき、大変恐縮に存じております。ありがとうございます。私は、4月23日に執行されました新冠町町長選挙におきまして、当選の榮に浴し、5月1日付けをもちまして、町長に就任いたしました。多くの町民皆様からの熱い支援によりこの場に立てますのは、関係各位のご支援の賜物と心より感謝し、決意を新たにしております。また、これまで新冠町を築いてこられました先人や諸先輩のまちづくりへの思いを受け継ぎ、子や子孫に引き継いでいく責任があるものと自覚しており、そのための施策を推進して参ります。まちを存続するには、一定の人口が必要となります。そのためには多くの効果的な施策を同時に進め、相乗効果を図る必要があります。自分達の子や孫が安心して住み続けられるまちにしていきたい。その思いを実現するため、これまでの行政や議員活動で培った経験を活かし、郷土「にいかつぶ」の将来を元気でいきいきとした個性豊かな地域へと築くため、安心、安全な医療の提供、日々の新鮮な食料品の買い物環境の実現を目指し、トップセールスとしてのブランド「にいかつぶ」を創り、第一次産業を中核とした産業振興等々に全力で取り組んでいく覚悟であります。まず1点目は、国保診療所の入院病床の再開と町民の健康増進についてであります。国保診療所は、一般会計からの繰出しの増加に加え医師や看護師等、医療スタッフの確保の難しさなどこれらの理由から、平成27年12月をもって入院病床を休止しておりますが、この間、町民の皆さんからは、住民や医療関係者の意見が十分に反映されていないことへの不満や入院環境のない診療所に対する不安の声が多く寄せられております。町民の皆さんの不満や不安を早急に解消するため、入院病床の休止以降、町民の医療にどのような影響が生じているのか早急に検証する必要があります。今、日本の医療は、諸外国にない、かかりつけ医を中心とした地域医療へと変革を遂げようとしており、地域医療の重要性が改めて見直されておりますことから、近隣医療機関との連携の実態と将来展望も併せて検証し、町民の安全・安心のため、病床再開の実現に向け積極的に取り組んでまいります。また、診療所に併設されている特別養護老人ホーム恵寿荘の移転改築であります。昭和58年に建設した特別養護老人ホームは老朽化が著しくまた、東日本大震災以来、入所者の避難対策が不十分であり、浸水区域外への移転改築が求められておりますことから、早急に状況を調査し、改築に向けた取り組みを進めてまいります。町民の健康増進対策であります。自分の健康は自分で守るのが基本であり、町としても、町民の健康保持のため各種検診を実施し、受診を広く呼び掛けておりますが、受診率が上がっていないのが実態です。このため、受診率向上対策の一つとして、町が実施する各種検診の無料化を実施し、疾病の早期発見・早期治療に繋げ、ひいては医療費の抑制にも繋げていきたいと考えております。また、温泉効能を町民の健康増進に活かした取り組みとし

て、温泉無料入浴券をこれまでの75歳から70歳に引き下げ、枚数を36枚に増やすなどのほか、魅力あふれた温泉活用策を検討し、町民の健康増進に役立てたいと考えております。2点目は、生鮮食料品等の買い物対策についてであります。農協ストアの廃止によって、特に生鮮食品においては、日常的に扱う店舗が無くなり、近隣町へ出向く事ができない高齢の皆さんを中心に多くの町民の皆さんが困惑しております。町民が生鮮食品や日用品を自ら見て選び買う事ができるような施設整備を早急に構築すべきと考えております。その一つとして大手スーパーによる車両での移動店舗の導入や隣接町の大型店と連携した買い物ツアーの仕組みづくり、或いは物産館新冠市場の展開など、いろいろなシステムが考えられますが、まずは、「トップセールス」により、民間ストア等の誘致をめざしてまいります。3点目は、防災対策であります。防災対策は町民の生命と財産を守る安心・安全なまちづくりのスタートラインであります。去年は全道各地で大雨災害が多発しておりますし、8月には、集中した台風の影響により、堤防の決壊や樋門管理の不手際、小河川の未整備など住民との訴訟問題も生じているのが実態であります。当町は地形的に丘陵地が多く、大雨による土砂流出と常に背中合わせにありますことから、道路、河川、農地などの維持管理を怠ることなく、適切な予算配分をすることこそ被害を最小限に食い止める有効な手段と考えております。新冠川浄水場池先にあつては、近年のゲリラ豪雨に鑑み計画水位と満潮時における台風・高波と降雨量の独自調査を行い、現築堤高を検証し、高規格道路も視野に入れながら、河川管理者に対し嵩上げ改修の推進を図るよう積極的に働きかけるべきと考えております。また、危険箇所のリストを作成し、一定の予算配分をして町民の生命と財産を守るほか、自然災害を想定した新冠市街地も含めた町内全体のシミュレーションづくりを早急に取り進める必要があります。4点目は、学校教育及び子育て施策の充実についてであります。始めに学校教育についてですが、町内に9校あった小学校を2校に統合した背景には、複式学級への課題や問題点を解消することになりました。しかしながら、朝日小学校は児童数の減少により、今年度から、一部の学年において複式学級になることから、町が独自に教職員を確保し、これを回避しました。今後、更に複式学級が発生する場合、引き続き単式学級を維持していくためには、さらなる教職員の確保が必要でありますし、これに係る人件費の増大などの課題や問題点が多く残されておりますので、いち早くその課題や問題点を整理し対策を講じてまいります。次に子育て施策の充実についてですが、児童生徒の健やかな成長を後押しするとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため給食費の無料化に取り組むほか、通学や下宿等で高む出費の軽減を図るため、高校生の通学費等の支援を実施するほか、誕生祝金の贈呈、出産時緊急ハイヤー助成などの実施に取り組みます。5点目は、第一次産業の振興であります。新冠町は農業を中心とした第一次産業の町であります。これからもこの形態は変わることはありませんし、今後も団体を始め関係者と更なる連携のもと、農業振興対策の充実を図ってまいります。現状での取り組みについて特に高い評価を受けている黒毛和牛、ピーマンについては新冠農業の基幹作目に進展しており、さらなる産地化への確立を目指して、生産者の意欲向上と経営安定の為に全身全霊で振興策を推進してまいります。また、担い手並びに新規就農対策の継続した充実を図るほか子弟継承支援対策も併せて推進してまいります。軽種馬対策では、150戸余りの生産者の困難な時代など歴史的な経過がありますが、関係者と連携し、販売対策事業の強化や強い馬づくりへの支援のほか、ホッカイドウ競馬をはじめとする地方競馬の活性化支援を継続してまいります。酪農業は、後継者不足や高齢化により年々減少している傾向にありますことから、対策を強化するため外国人の

雇用や新規就農研修生の確保などに要する資金助成について取り組んでまいります。稲作については、生産者の方々が、消費者が求める食味を追求しながら推進を強化しているところがございますが、国政における転作の方向も変更されようとしており、今後新冠産米の消費拡大に向けた強化策について支援してまいります。畑作、蔬菜については、基幹作物であるピーマンの選果場の設備が更新され作付面積の拡大も図られてきたところですが、さらなるブランド化への強化について支援してまいります。漁業では、漁業協同組合や関係団体と連携を強化し、種々協議のうえ、新規就漁対策並びに子弟継承対策の支援のほか前浜の資源確保対策やヨシキリザメ等による漁網被害対策、さらには新冠海岸整備対策の推進など各種事業を積極的に推進してまいります。林業では、地球環境に優しい資源である木材生産が伸び悩むとともに、これまで掲げた他業にも共通する担い手不足等深刻な状況にあることから森林組合をはじめ関係機関と連携し問題解決に注力する必要があります。6点目は、開かれた行政の実現についてであります。新冠町は平成に入り新たなまちづくり・まちおこしとして各種の事業を展開してきておりますが、現状を見ますと各種プロジェクト事業は、衰退の一途をたどっているのが現状です。町民との対話、町民に寄り添ったまちづくりが消滅しつつあることが背景にあり、町民との一体感が大きく欠落していることが要因と感じております。町民との対話を大切に行政として一から出直すため、身近なところの公共施設の活用方法、各種行事、イベントの洗い直しを行う一方、向こう5年間・10年間のまちづくり、町おこし事業のための町民組織を設置し、実効あるものにすべきと考えております。また、町職員の意識改革が最も重要であります。「誰のための役場なのか。」「誰のための職員なのか。」トップを始め全職員の意識改革なくしては新冠町の明日はないとの思いで改革に取り組んでまいります。このため、町政懇談会の実施や町民会議等の設置に取り組みます。「町民が第一」だからこそ、全ての情報を公開してまいります。町民生活を支えるものが役場であります。役場が取り組んでいる政策、これから取り組もうとしている政策の経過、現状など全ての情報を公開すべきと考えております。政策の何が課題なのか、何を解決すべきなのか。どのような政策を展開すべきなのか。町民からの要望、意見を聞きながら、役場としての態度、方針を決め、町議会に諮って最終決定することを町民は望んでおります。7点目は、市街地開発と環境整備であります。日高道を意識した宅地及び道路整備計画や海岸線国土崩壊による海中汚染の漁業被害解消対策を推進するほか、道の駅ゾーンの大胆なりニューアルなど町民との対話を進めながら明確な計画樹立と町民にわかりやすい公開をしてまいります。8点目は、通信格差の解消です。携帯電話がつかない地域における情報通信インフラ整備の促進など、町の情報計画を樹立し、優先順位も考えながら適正な事業を検討する必要があります。特に技術革新の今、光回線に代わる移動系の利用を国も推奨しており、費用負担の大幅に少ない無線ブロードバンド等も含めた適正な事業を検討してまいります。以上、私のまちづくりに掛ける思いの一端を述べさせていただきましたが、これらの実現には、直ちにできるものもあれば、時間を要すものも多くあります。しかしながら、町民との対話を重視し、拙速に進める事のないよう職員の能力を最大限に引き出しながら、順次解決することにより「思いやりと笑顔にあふれた新冠」を実現することが出来ると確信しております。そのためには、「町民の声が活かされる町政」、「分かりやすく公平・公正な町政」、「町民と行政との協働のまちづくり」の3つを基本姿勢に身命を賭して全力で取り組む所存であります。町民の皆様、議会議員の皆様、そして関係団体、関係機関の皆様のご支援を心からお願い申し上げます。新冠町長就任に当たっての所信表明といたします。最後になりましたが、本臨

時に提案しております案件でございますが、人事案件2件、専決処分6件、一般議案2件の合計10件を提案しております。提案に際し、詳細にご説明を申し上げますのでご審議をいただき、提案どおりご決定を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

◎日程第11 承認第1号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 町長の所信表明が終わりました。日程第11 承認第1号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。湊税務課長。

○税務課長（湊 昌行君） 承認第1号 専決処分について、提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告するとともに、議会の承認を求めます。次のページをお開き願います。専決処分書。新冠町税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、平成29年3月31日付けをもって専決処分をしたものでございます。この度の税条例改正は、平成29年3月27日に国会で可決成立され、平成29年3月31日に公布されました「地方税法の一部を改正する法律」及び関連法案の趣旨を踏まえて、税条例の一部改正が必要となりまして、施行期日が平成29年4月1日となりますものにつきましては、専決処分をさせていただきます、施行期日が本日以降となりますものにつきましては議案で提案させていただきますことで2つに分けております。専決処分が必要となりましたものにつきましては、議会を開催するいとまがなかったことから、平成29年3月31日付をもって専決処分をしたものでございます。専決処分の主な改正内容としましては、固定資産税等の課税標準の特例通称「わがまち特例」に係る規定の整備、災害に関する固定資産税の特例規定の整備、軽自動車税グリーン化特例の2年間延長、肉用牛の売却による事業所得の特例の3年間延長、居住用超高層建築物に係る税額算定規定の整備などでありますが、専決処分の内容につきましては、お手元に配布しております「承認第1号資料」により説明させていただきますのでご覧ください。資料は、表の上段、左から条名、見出し、改正の内容、適用時期となっております。条名ごとに説明をしておりますので、よろしく願いいたします。はじめに、第33条「所得割の課税標準」及び第34条の9「配当割額又は株式等譲渡所得割の控除」につきましては、特定配当等及び特定株式等譲渡に係る所得において、納税者が総合課税と分離課税の異なる課税方式を所得税と住民税で選択することができますが、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後個人住民税の申告書が提出された場合は、住民税の申告書に記載された事項を基に、町長が個人住民税の課税ができることを明確化する規定を整備したものです。次に、第48条「法人の町民税の申告納付」及び第50条「法人の町民税に係る不足税額の納付の手続」につきましては、法人税法及び地方税法の改正がされたことに伴い条文を整備したものです。次に、第61条「固定資産税の課税標準」につきましては、震災等により滅失等した償却資産に代わるものとして取得等した償却資産について、当該震災等に対し「被災者生活再建支援法」が町に適用された場合に、4年度分の固定資産税を軽減する特例規定を整備したものです。次に、第61条の2「法第349条の3第28項等の条例で定める割合」につきましては、保育の受け皿整備の促進のために、法律の定める範囲内で地方団体が税の特例措置の内容を条例で定めることができる仕組み通称「わがまち特例」を導入し、児童福祉法に規定する「家庭内保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内

保育事業」の許可を得た者が、直接保育事業に使用する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例規定を整備したものです。次に、第63条の2「施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出」につきましては、高さが60メートルを超える建築物いわゆるタワーマンションに係る固定資産税は、各区分所有者の有する床面積の割合の税額を按分するため、床面積が同じであれば、どの階でも税額は同じでありましたが、このたびの改正において、実際の取引価格の傾向を踏まえた補正率を用いること、また、区分所有者全員が協議して定めた案分方法の申し出があった場合には、申し出た割合により按分することも可能とする規定を整備したものです。次のページに移ります。次に、第63条の3「法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申し出」につきましては、住宅が震災等により滅失・損壊した共用土地が、被災市街地復興推進地域にあり、住宅用地として使用できないと認められるときは、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前同様の扱いを受けるようにするための規定を整備したものです。次に、74条の2「被災住宅用地の申告」につきましては、住宅用地は、その面積の広さにより、課税標準額を軽減する特例措置を講じておりますが、住宅が震災等により滅失・損壊した住宅用地が、被災市街地復興推進地域に定められ、所有者が被災住宅用地の申告書を提出した場合、震災発生後4年度分に限り課税標準額を軽減する特例規定を整備したものです。次に、附則第8条「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の所得割を平成30年度まで免除できることとなっておりますが、その適用期限を3年間延長し、平成33年度までとするものです。次に、附則第10条「読替規定」につきましては、固定資産税の課税標準の特例規定であります。次に、附則第10条の2「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」につきましては、通称「わがまち特例」に係る規定であります。次に、附則第10条の3「新築住宅等に対する固定資産税の減額の特例」につきましては、新たに保育の受け皿整備の促進のために、子ども子育て支援法に基づく企業主導型保育事業について国の補助を受けた者が、児童福祉法に規定する「特定事業所内保育施設」に使用する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例規定を整備したものです。次に、附則第10条の3「新築住宅等に対する固定資産税の減額の特例」を受けようとする者がすべき申告」につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に「耐震改修工事」又は「熱損失防止改修工事」を行い、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税に限り軽減する特例規定を整備したものです。次に、附則第16条「軽自動車税の税率の特例」につきましては、新規登録され一定の環境性能を有する軽自動車に対し、その燃費性能に応じた軽減措置、通称グリーン化特例は平成29年3月31日まででありましたが、対象車両に係る燃費基準要件の重点化を図ったうえで、適用期限を平成31年3月31日まで2年間延長するものです。次に、附則第16条の2「軽自動車税の賦課徴収の特例」につきましては、グリーン化特例による減税対象者について、自動車メーカーによる不正行為に起因して納付不足額が生じた場合は、自動車メーカーが納付不足額に10%分の額を上乗せし納付する規定を整備したものです。次のページに移ります。次に、附則第16条の3「上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」につきましては、地方税法の改正に伴い所要の規定の整備をしたものです。次に、附則第17条の2「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」につきましては、所有期間が5年を超える土地等を国や地方公共団体や一定規模の土地の造成を行う業者に

優良住宅地の造成等のための譲渡に限って、長期譲渡所得に係る課税税率の軽減特例が平成29年度までとなっておりますが、その適用期限を3年間延長し、平成32年度までとするものであります。次に、附則第20条の2「特例適用利子及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」及び附則第20条の3「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」につきましては、日本と租税取決め及び租税条約締結相手国の投資事業組合等を通じて、国内に住所を有する者に支払われる配当等について、納税者が総合課税と分離課税の異なる課税方式を所得税と住民税で選択することができますが、所得税の確定申告書が提出されている場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合は、住民税の申告書に記載された事項を基に、町長が個人住民税の課税ができることを明確化する規定を整備したものです。次に、改正附則第5条「新冠町税条例等の一部を改正する条例の一部改正」につきましては、軽自動車税に関する規定について、地方税法が改正されたことに伴い、先の平成29年第1回定例会で議決された条例を一部改正する必要がありますことから、規定の整備をしたものであります。適用時期は公布の日から施行であります。以上が、承認第1号「新冠町税条例の一部を改正する条例」の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第1号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第1号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第12 承認第2号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第12 承認第2号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴 寧君） 承認第2号 専決処分について、提案理由をご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものでございます。次のページをお開きください。「専決処分書」新冠町国民健康保険税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日をもって、一部改正に係る専決処分を行ったものでございます。1ページをお開きください。新冠町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正したものでございます。はじめに、条例改正の趣旨についてご説明いたします。平成28年12月22日付で「平成29年度税制改正大綱」が閣議決定され、その中で国保税における税負担の適正化を図るための見直しがされております。見直しの内容につきましては、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の拡充でございます。国保税の課税要素である一人あたりの均等割及び一世帯あたりの世帯割について、世帯所得に応じ7割、5割、2割の軽減を実施してございますが、うち5割軽減と2割軽減の軽減判定に使用する基準額を引き上げる改正となっております。改正につきましては、地方税法施行例の一部改正が本年3月31日付で公布されたもので、法令どおりの改正を行ったものでございます。専決処分の経緯でございますが、今回の改正法令の施行日が本年4月1日であり、特に緊急を要する議決案件でかつ議会を招集する時間的余裕がないことから地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本条例の改正を専決処分としたもの

でございます。それでは改正条文を説明いたしますので2ページの新旧対照表をご覧ください。第23条国民健康保険税の減額でございます。第2号の改正ですが、ここでは5割軽減の対象となる世帯を規定しております。軽減判定所得について世帯員の被保険者等に乘ずるべき金額を一人につき26万5000円を27万円に改めるものです。第3号では7割軽減の対象となる世帯を規定しておりますが、第2号同様、一人あたりに乗ずる金額を48万円から49万円に改めるものでございます。1ページへお戻りください。附則といたしまして、第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。第2条 改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例による。以上が、承認第2号の提案理由でございます。ご審議いただき、提案どおりご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第2号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第2号は、報告の通り承認されました。

◎日程第13 承認第3号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第13 承認3号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐渡町民生活課長。

○町民生活課長（佐渡健能君） 承認第3号 専決処分についての提案理由をご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告するとともに議会の承認を求めるとでございます。次のページをお開きください。専決処分書でございます。新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年3月31日をもって、本条例の一部改正に係る専決処分を行ったものでございます。専決処分の経緯ですが、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日付で公布され、4月1日付をもって施行されたため、当該条例においても一部改正を行う必要がありましたが議会を招集する時間的いとまがなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本条例の改正を専決処分としたものです。次のページをお開きください。新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を次のように改正する。改正の概要については、別紙の承認第3号資料で説明させていただきますので、説明資料をご覧ください。はじめに、1 一部改正の理由です。平成29年度子ども子育て支援制度の改正において、①ひとり親世帯等の要保護世帯等に係る特例措置の拡充、②多子世帯に係る特例措置の拡充、③教育認定子ども等について第3階層の利用者負担の軽減といった子ども子育て支援制度の改正が行われました。これら制度改正に係る諸規定は、条例中備考欄において規定されているため制度改正に伴う条例の一部改正を行うものです。2 として改正の概要についてです。説明にあたりましては、説明文に色つきのアンダーラインを付していますが、アンダーラインの色と負担額の表中改正後負担額の塗りつぶしの色が対応していますので、説明文に併せて表中改正後負担額を逐次ご覧いただきたいと思っております。（1）要保護世帯等に係る軽減措置の拡充についてです。支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合にお

る世帯の市町村民税所得割課税額が教育認定子ども7万7100円以下の利用者負担額世帯第一子について、負担額を定額の3000円とする軽減措置を講ずることとします。ただし、対象となる階層の一部において現行負担額が3000円を下回っているケースもあるため負担額が3000円を超える場合についてのみ3000円とする改正を行うこととします。保育認定子どもについて、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における世帯の市町村民税所得割課税額が4万8600円以上7万7101円未満世帯の3歳以上保育認定子どもの利用者負担について、保育標準時間、保育短時間ともに負担額を定額の6000円とする改正を行うこととします。裏面をごらんください。(2) その他世帯等に係る軽減措置の拡充についてです。その他教育認定子ども第3階層に該当する世帯について第一子は2000円を控除し、第二子については1000円を控除する改正を行うこととします。(3) 市町村民税非課税世帯の第二子無償化についてです。第2階層に該当する世帯の第二子を無料とする制度改正に併せ、同様の改正を行うものです。今回の制度改正は改正後国の規定負担額が当町現行負担額よりも高い改正内容を含んでいるため、改正後負担額と当町現行負担額を比較し軽減される制度改正について条例の一部改正を行ったものです。改正条文の新旧対照表は後刻ご覧ください。議案1ページにお戻りください。附則としまして、この条例は、平成29年4月1日から施行する。以上が、承認第3号新冠町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の提案理由です。ご審議賜り、提案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第3号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

◎日程第14 承認第4号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第14 承認第4号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 承認第4号 専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めるものでございます。次のページをお開き願います。専決処分書であります。平成28年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、平成29年3月31日をもって専決処分したものであります。このたび専決処分いたしました補正の主な内容ですが、地方交付税のうち特別交付税に係る平成28年度の交付決定が3月17日にあり、予算対比6333万8000円の増額となったことから、これを予算化するほか、地方消費税交付金において2516万8000円が減額配分となったことによる減。また、現年発生補助災害事業債において国庫補助金の嵩上げにより、起債額が減少となったことによる減のほか、町有牛の売り払い収入及び寄付金等の収入増分の補正を行いそれぞれの基金に積み立てるもの。さらには、国保特別調整交付金の増額による国保診療所会計繰出金3123万6000円の減額等であります。いずれも、平成28年度内に確定するものですが、議会を開くいとまがなかったことから、平成29年3月31日をもって専決処分し

たものであります。予算書の1ページをお開き願います。平成28年度新冠町一般会計補正予算。このたびは、7回目の専決の補正予算となります。第1条 歳入歳出予算の補正。規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2929万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ63億9697万円にしようとするものであります。繰越明許費の設定及び地方債の補正がありますので、4ページをお開き願います。第2条 繰越明許費の設定です。5款 農林水産業費 1項 農業費畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金 ですが、株式会社太陽デイリーファームが取組主体。新冠町畜産クラスター協議会が事業主体としております当該事業ですが、補助金の交付内示が当初予定の7月から9月に遅れたことに加え、資材調達に8月災害の影響により遅れたことから工事発注が遅れ、年度内完成が困難となったため国庫補助金全額となる2億3471万9000円を繰り越すものであります。第3条 地方債の補正。変更です。各補正額につきましては、いずれも事業費の確定に伴う減であります。広域農道整備事業が東川地区と美宇地区に通じる、日高中部4期地区広域農道整備事業で、限度額1000万円を補正後220万円減の780万円に。現年発生単独災害復旧事業限度額1億3610万円を補正後120万円減の1億3490万円に。現年発生補助災害復旧事業限度額1億1030万円を補正後6400万円減の4630万円にしようとするものであります。なお、現年発生補助災害復旧事業につきましては、事業費の確定に加え、激甚災害の指定を受けたことにより国庫補助金が80パーセントから91.6パーセントへ11.6ポイントの嵩上げになったことから、起債額が減額となっておりますが、この補助金の嵩上げ分4464万円につきましては、平成29年度に交付されることとなります。補正後の起債の方法、利率償還期間は変更ありません。それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、10ページをお開き願います。2款 総務費 1項 総務管理費 10目 減債基金費 64万5000円の減は、流木売り払い収入の減額により、当初予定しておりました積立額を減額するものであります。11目 ふるさとづくり基金費 944万4000円の追加は町有牛売り払い収入が予算対比238万7000円の増。ふるさとづくり指定寄付金713万1000円増のほか、町有牛受精卵売り払い収入において、採卵数の減少により7万4000円が減額となったものです。2項 徴税费 1目 税務総務費 補正額ありませんが、国保特別調整交付金の交付により、国保税徴収に係る交付金が追加されたことにより、一般財源を減額し、特定財源に振りかえたものであります。4款 衛生費 1項 保健衛生費 2目 予防費 同じく補正額ありませんが、国保特別調整交付金の交付により、インフルエンザ予防接種等に係る交付金が追加されたことにより、一般財源を減額し、特定財源に振りかえたものであります。4目 診療所費 3123万6000円の減は、国保診療所で導入した医療連携システム及び心電計に係る国保特別調整交付金が交付になり、国保会計から診療所会計に繰り出すことから、一般会計における繰出金を減額するものであります。お手元に配付しております承認第4号資料の3ページをご覧ください。この資料は国保診療所特別会計の予算事項別明細書であります。このたびの補正にあたりましては、国保会計から診療所会計への繰り出し、さらに一般会計の繰り出しの減額という流れの中で診療所会計の繰入金金の補正がありませんけれども、これは議会の議決を必要とする款又は項の中での補正がないことによるものであります。診療所会計といたしましては、一般会計国保会計あわせて1億4934万9000円の他会計繰入金で決算するもので、1目 一般会計繰入金 で3123万6000円の減となり、2目 国保会計繰入金 で同額の3123万6000円が追加となり、差し引きゼロという目款での移動に終わることから、補正を

行わず、予算流用で決算することになります。議案に戻りまして、11ページをお開きください。

5 款農林水産業費 1 項 農業費 3 目 農業振興費 244万3000円の減は、事業費の確定に伴う減であります。2 項 林業費 1 目 林業振興費 356万4000円の減は有害鳥獣駆除対策事業においてシカ等の捕獲頭数の減少により、残滓処理に係る手数料及び猟友会に対する委託料の減額であります。10 款 災害復旧費 1 項 公共土木施設災害復旧費 1 目 現年発生災害復旧費 747万4000の円の減は事業確定に伴う執行残であります。12ページに入ります。2 項 農林業施設災害復旧費 1 目 現年発生災害復旧費 37万8000円の減は事業確定に伴う執行残であります。歳入に移りますので7ページをお開きください。6 款 1 項 1 目 いずれも地方消費税交付金2516万8000円の減は、消費税のうち地方に配分される1.7%の内の2分の1が市町村に配分されますが、当初平成27年度決算見込み額1億1891万5000円に対し、地方財政計画により、6.5%を上乗せし計上しておりましたが、交付額が減額となったものであります。9 款 1 項 1 目 いずれも地方交付税6333万8000円の追加は特別交付税の決定に伴い、特別交付税総額が2億8398万8000円となり、前年度対比5.59%の減となりますが、本年度の交付金額全額を予算化するものであります。13 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 3 目 災害復旧費国庫負担金 143万5000円の減は、昨年8月に発生した大雨災害に係る現年発生災害復旧事業費国庫負担金ですが、事業費が確定したことによる減額であります。14 款 道支出金 2 項 道補助金 4 目 農林水産業費道補助金 48万円の減は、鳥獣被害防止総合対策事業補助金でシカ等の捕獲頭数が減少したことによる減額であります。8ページをお開き願います。15 款 財産収入 2 項 財産売払収入 1 目 物品売払収入 166万8000円の追加は町有牛売り払い収入で、売却総数では当初合計46頭と見込んでいたところ40頭と、6頭の減となりましたが、肥育牛の単価が高値で推移したことにより、238万7000円の増額となっております。流木売り払い収入では公共事業の事業料の減に加え、災害により伐採箇所が見送られたことなどにより64万5000円が減額となり、町有牛優良受精卵売払収入では採卵数の減により7万4000円が減額となっております。16 款 1 項 寄付金 2 目 指定寄付金 713万1000円の追加は育成公社から400万円、株式会社北海道日高牧場から200万円、ユニオン工業株式会社から100万円の寄付のほか5件から13万1000円。合わせて、713万1000円の寄付があり、これをふるさとづくり基金に積み立てるものであります。17 款 繰入金 1 項 基金繰入金 3 目 財政調整基金繰入金 800万7000円の減額は、平成28年度の財源調整分として取り崩していた財政調整基金を事業確定に伴い戻すものであります。9ページに入ります。19 款 諸収入 4 項 5 目 雑入 105万7000円の追加。国民健康保険税収納率向上対策事業49万円は一般会計で負担している国保税に係る徴収費用を対象としてまた、国民健康保険被保険者分担金56万7000円は、インフルエンザ等の予防接種に係る費用分として、いずれも国保特別調整交付金が交付されるものであります。20 款 1 項 町債 3 目 農林水産業債 220万円の減。9 目 災害復旧費 6520万円の減は、いずれも事業費確定に伴う減で、地方債で説明したとおりであります。以上、承認第4号平成28年度新冠町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、原案どおり承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第4号に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声

あり) ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第4号は、報告のとおり承認されました。昼食のため、暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

(休憩 11時58分)

(再開 13時00分)

◎日程第15 承認第5号 専決処分について

○議長(芳住革二君) 日程第15 承認第5号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長(鷹嘴 寧君) 承認第5号 専決処分について提案理由をご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。次のページをお開きください。専決処分書。平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、平成29年3月31日をもって、専決処分をしたものでございます。今回の補正の要因でございますが、歳入におきましては国及び道の交付金の確定に伴う補正、国保連合会において共同運営しております高額医療事業費等の確定に伴う補正、前年度繰越金の財源化、歳出におきましては、国保税収納率向上対策費及びインフルエンザや肺炎球菌予防接種の費用として一般会計へ支出する経費、国保診療所の施設整備費分の繰出金、保険給付費支払準備金基金への積立金の補正となっております。いずれも平成28年度内に確定するものでございますが、議会を開くいとまがなかったことから、平成29年3月31日をもって専決処分したものでございます。予算書の1ページをお開きください。平成28年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算。1回目の専決の補正予算となります。歳入歳出予算の補正第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2382万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、9億2863万9000円とするものでございます。補正内容につきまして歳出から説明いたしますので、8ページをお開きください。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 49万円の追加でございます。国保税の収納率向上対策事業費負担金で、一般会計で負担しております町税徴収費用のうち国保税に係る費用を負担するものでございます。2款 保険給付費 1項 療養諸費 1目 一般被保険者療養給付費及び3目 一般被保険者療養費 につきましては、補正はありませんが財源内訳欄におきまして国、道交付金の確定による財源調整を行っております。9ページに移ります。2款 保険給付費 2項 高額療養費 1目 一般被保険者高額療養費 補正はありませんが、財源内訳欄において国、道交付金と高額医療費共同事業交付金の確定による財源調整を行っております。3款 後期高齢者支援金等 1項 後期高齢者支援金等 1目 後期高齢者支援金 補正ございませんが、財源内訳欄において国、道交付金の確定による調整を行っております。2目 後期高齢者関係事務費拠出金 10000円の補正でございますが、病床転換支援金として平成20年から21年度に徴収した支援金の余剰金をこれまで事務費へ充てておりましたが、平成28年度から徴収を再開することになりましたので補正するものでございます。10ページに移ります。6款 介護納付金 1項 介護納付金 1目 介護納付金。補正はありませんが、財源内訳欄におきまして国、道交付金の確定による調整を

行っております。7款 共同事業拠出金 1項 共同事業拠出金 1目 高額医療費拠出金 50万1000円の補正及び2目 保険財政共同安定化事業拠出金 1376万7000円の減額ですが、それぞれ本年度の拠出金の確定通知に基づき補正してございます。11ページに移ります。8款 保健事業費 2項 保健事業費 1目 保健衛生普及費 36万7000円の補正につきましては、町が一部助成しておりますインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン予防接種に係る国保加入者分の負担でございます。10款 諸支出金 4項 繰出金 1目 直営診療勘定繰出金 3123万6000円の補正につきましては、国保診療所が新ひだか町立病院とエックス線画像などの電子データを連携するために導入した機器及び心電図の導入に係る国、道からの交付金で国保会計を経由し診療所会計へ繰り出すものでございます。2目 保険給付費支払準備基金積立金 500万円の補正につきましては、本年度の保険給付費につきまして予算対比4.7%減の4億6500万程度を見込んでおられるところでございます。収支決算見込みといたしましては、翌年度への繰越金は前年の3700万を上回ると見込んでおります。また、歳入予算におきましては、一般会計からの繰入金としてルール分の繰り入れのほかに、国保会計運営のため461万円も繰り入れしているものでございます。繰越財源のうち、将来的に保険給付に要する財源が不足した時のために基金として積み立てするものでございます。次に、歳入の説明をいたしますので6ページをお開きください。3款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 療養給付費等負担金 485万4000円の減額ですが、2月に国に対する変更申請の実績値により減額するものでございます。2目 高額医療費共同事業負担金 12万5000円の補正につきましては、歳出における拠出金の確定通知により補正するものです。2項 国庫補助金 1目 財政調整交付金 729万9000円の補正。説明欄で、普通調整交付金及び特別調整交付金の確定に伴う補正となっております。中断の直営診療施設交付金3082万4000円につきましては、診療所で導入した医療連携のための機器3000万、それから心電図導入に係る82万4000円の交付金でございます。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 高額医療費共同事業負担金 12万5000円につきましては、国と同額となっております。7ページへ移ります。6款 道支出金 2項 道補助金 1目 財政調整交付金 26万5000円の減額。説明欄 普通調整交付金1245万4000円の減、特別調整交付金1218万9000円の増となっておりますが、この中に診療所の心電図計に係る交付金41万2000円が含まれております。国の特別調整交付金3082万4000円との合計額3123万6000円が歳出予算の繰出金の内訳となります。7款 共同事業交付金 1項 共同事業交付金 1目 高額医療費共同事業交付金 960万3000の補正及び2目 保険財政共同安定化事業交付金1718万3000円の減額につきましては、それぞれ本年度の交付金の確定通知に基づく補正です。9款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 2897万8000円につきましては、前年度繰越金の保留分を財源化するものでございます。以上が、承認第5号の提案理由でございます。ご審議いただき、提案のとおりご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第5号に対する質疑を歳入歳出一括して行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第5号は報告の通り承認されました。

◎日程第16 承認第6号 専決処分について

○議長（芳住革二君） 日程第16 承認第6号 専決処分について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 承認第6号 専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。次のページをお開き願います。専決処分書であります。平成29年度新冠町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり、平成29年4月19日をもって、専決処分したものであります。このたび、専決処分いたしました補正の主な内容ですが、4月18日に発生した強風被害により、太陽地区の農家のパイプハウスが倒壊しましたが、再建を急ぐことから例年6月補正にて新冠町農協が事業主体となり実施しております、野菜促成栽培施設整備事業を適用し、再建分を先行させたもので、議会を開くいとまがなかったことから、平成29年4月19日をもって専決処分したものであります。予算書の1ページをお開き願います。平成29年度新冠町一般会計補正予算。このたびは、第1回目の専決の補正予算となります。第1条 歳入歳出予算の補正。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億4543万5000円にしようとするものであります。事項別明細書の歳出から説明いたしますので、6ページをお開き願います。5款 農林水産業費 1項 農業費 2目 農業総務費 143万5000円の追加は19節 負担金補助及び交付金 で、去る4月18日発生した強風により、太陽地区の農家においてピーマンを作付しておりますパイプハウス17棟のうち、3棟が全壊、14棟が半壊となる被害を受けておりますが、そのうちの7棟を再建するため新冠町野菜促成栽培施設整備事業補助金交付規則に基づき、事業費の10分の3を補助するものであります。次に、歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。17款繰入金 1項 基金繰入金 1目 ふるさとづくり基金繰入金 143万5000円当該事業の財源として基金から繰り入れをするものであります。以上、承認第6号平成29年度新冠町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、原案どおり承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、承認第6号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 10番竹中です。この補助というか、これに対する対応につきましては、被害のあった次の日に即刻専決処分をされたということで、この対応については農家にとって大変ありがたいことではなかったかなというふうに思っております。以前にも、大雪による災害がございました。その時には確か1棟あたり17万円の補助だったのではないかと思いますけれども、そのあたりのその補助額というか、パーセントの決定に至る経過についてお願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） はい。大雪災害でハウスに被害を受けられた方に対して、過去2回ほど補助をした経過があります。この農耕期につきましては、原則的にこういった損失に対しての補てんというものは農業共済制度に加入していただきまして、そちらで対応していただくということがございますが、大雪災害が降った時期、その時期については農耕期間から外れるという

ことで、その期間について原則的にはできないんですが、特例扱いということで補助率2分の1補助事業を組んだ経過がございます。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） 例えば、全壊に対しては1棟あたりいくらぐらいの金額になるということでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） 大雪の時でしょうか、今回でしょうか。今回ですね、今回でいきますと1棟あたりの建設単価が約70万円でございます。70万円に対しまして、補助率30パーセントでございますね。21万円ということでございます。

○議長（芳住革二君） はい、竹中議員。

○10番（竹中進一君） わかりました。それであのたまたまですね、特例的な補助制度ということでご配慮いただいた点はわかりましたけれども、あの農耕期の一番大事な時期で、あのハウスをこれから覆いを掛けて移植をしようかという段階だったんです。それで、既にもう移植を終えたハウス等もございました。これを被害片づけるためには数日間、本当にあの移植の時期は大変いそがしい時期で、そういう時期に被害があつて、農協等で営農に8名ほど行かれていたようですけれども、そういったことで町ぐるみでそのことに対して対応していたというふうに認識いたしておりますけれども、これによってですね、生育が大幅に遅れる訳です。遅れるということではもう経営収入に勿論直結して悪影響があると。そしたらピーマンで町おこしとか、基幹産業ということになっている中で、再生産にも少なからず営農意欲に何らかの影響を起す可能性もございますので、そういった点への補償とか、見舞いとかそういうようなことも、今後考えていたことはできないかについてお伺いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） はい。今回被害に遭われた時期というのが、議員さん仰るとおり定植始まっているか、終わっているかぐらいの時期でございまして、今後に向けて、意欲を高められているという時期ではございました。そういった関係から、町としても生産振興をしていきたいということで、補助を前倒しで実施をさせていただくということでございます。実際に、被害に遭われてすぐに対応しました。これは、農協職員ではなく町職員も復旧作業には出させていただきました。その中で、今のところ作業が終わり、定植が始められるのが5月の下旬ぐらいになるのではないかとという中で、収穫に関しては6月の下旬ということで、1カ月ほど通常よりも遅くなるということではございますが、こういった損失の補償という意味におきましては、先程も答弁いたしましたが、共済制度という国の制度がございます。これは、農業に限らず漁業につきましても漁獲共済制度というものがございまして、そういった損失を補てんするという国の制度がある以上、そちらの方で対応していただきたいというのが、町の考え方でございます。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、報告のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、承認第6号は、報告のとおり承認されました。

◎日程第17 議案第17号 新冠町税条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第17 議案第17号 新冠町税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。湊税務課長。

○税務課長（湊 昌行君） 議案第17号 新冠町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。新冠町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり、定めようとするものです。議案で提出しております改正につきましては、施行期日が本日以降になりますものにつきまして提案させていただいております。改正の内容でございますが、平成29年度税制改正において就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、地方税法など関連法について所要の改正が行われましたことから、条例において定めることについて条例の一部改正するものでございます。また、軽自動車税に関する規定について、地方税法の改正がされたことに伴い、平成28年5月臨時会において議決された条例の一部改正する必要がありますことから、条例を改正するものでございます。はじめに、個人住民税の改正について新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをお開き願います。

第24条 個人の町民税の非課税の範囲及び附則第5条個人の町民税の所得割の非課税の範囲の規定中、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称を改正するものでございます。次に、新冠町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、ご説明いたしますので1ページにお戻りください。附則第3条をご覧ください。新冠町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するものでございます。改正内容につきましては、地方税法の改正により軽自動車税に関する規定につきまして、施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日へ改正するものでございます。施行期日等につきまして附則のご説明をいたします。第1条 この条例は平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3条に掲げる規定は、平成31年10月1日から施行する。第2条 改正後の新冠町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。以上が、議案第17号「新冠町税条例の一部を改正する条例」の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第17号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、議案第17号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第18号 財産の取得について

○議長（芳住革二君） 日程第18 議案第18号 財産の取得について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。佐渡町民生活課長。

○町民生活課長（佐渡健能君） 議案第18号 財産の取得についての提案理由をご説明いたします。次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。1 取得する財産及び

数量。名称は戸籍システム機器、数量は一式、型式はメインサーバーExpress 5 8 0 0 / R 1 2 0 a-2 他です。2 取得の目的は、戸籍謄本等の管理、発行の用に供するためです。3 取得金額は、1 3 9 3 万 6 0 0 2 円です。4 契約の相手方は、札幌市中央区北 4 条西 6 丁目北海道自治会館内北海道市町村備荒資金組合組合長棚野孝夫でございます。当町では、平成 1 7 年 4 月より従前の紙戸籍からコンピューター処理による戸籍へ移行し、戸籍届出後の戸籍記載等の処理と発行及び管理をコンピューター処理によって行っています。このことにより、戸籍記載時の誤処理の解消及び窓口対応の円滑化が図られております。今回、現在使用しているシステム機器が先の更新から保守契約期間である 5 年が経過し、故障時における代替部品のほとんどが現在生産されていないことから、安定した行政サービスの提供が困難になる危険性が高いことから更新するものです。更新の内容につきましては、業務に要するパソコン、プリンター各 2 台、メインサーバー、バックアップサーバー及びソフトウェア等の更新です。更新にあたっては初期導入時からの納入業者であり、保守業務請負業者である富士ゼロックスシステムサービス株式会社北海道支店との随意契約によるものです。このことは、システムの更新にはデータ移行作業が必要となりますが、この移行作業を日常の業務に支障なく実施できるのは当社のみであることなどによるものです。契約は、新冠町が北海道市町村備荒資金組合から事務手続の任を受けて、去る 4 月 1 日、見積書を徴し、富士ゼロックスシステムサービス株式会社北海道支店から税抜きで、1 2 9 0 万円の見積もり金額が提出されたところでございます。これを受けまして、4 月 3 日備荒資金組合と同社で仮契約が締結されました。本議案が議決後に本契約が締結され、備荒資金組合が富士ゼロックスシステムサービス株式会社北海道支店から更新機器等を買取り、当町が備荒資金組合から譲渡を受けまして、税込み契約金額 1 3 9 3 万 2 0 0 0 円に、年間 0. 0 1 パーセントの利率を加算した 1 3 9 3 万 6 0 0 2 円を本年度から平成 3 3 年までの 5 年間で償還していくものがございます。以上が、議案第 1 8 号財産の取得についての提案理由です。ご審議賜り、提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第 1 8 号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、議案第 1 8 号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第 1 8 号は原案のとおり可決されました。議案配布のため、暫時休憩いたします。

◎日程第 1 9 同意第 1 号 新冠町副町長の選任について

○議長（芳住革二君） 会議を再開いたします。日程第 1 9 同意第 1 号 新冠町副町長の選任について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 同意第 1 号 新冠町副町長の選任について、提案理由を申し上げます。新冠町副町長中村修二氏は、平成 2 9 年 5 月 1 0 日をもって任期満了となりますので、後任に次の者を選任したく地方自治法第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を求めます。同意を求めようとする者は、新冠郡新冠町字東町 2 5 番地の 4 6、中村義弘氏。昭和 3 1 年 5 月 2 3 日生まれの満 6 0 歳であります。中村義弘氏の経歴は別紙のとおりでありますので、後刻ご

覧いただきたいと存じますが、中村義弘氏は、昭和50年に新冠町役場に採用以来、本年3月31日をもって定年退職されるまで、42年間に渡り新冠町職員として町民の福祉の向上と、町政の振興発展に貢献されてきた方であり、平成23年からは財務課長、総務企画課長、総務課長を歴任され、財政運営や人事管理のほか、町政全般にわたり重要な職責を果たされてきた方であり、職員はもとより、町民からの信望も厚い方であることは議員各位もご承知のことと思います。このたび、中村義弘氏を副町長として適任と判断し、選任について、同意を求めるものでございます。以上、同意第1号の提案理由でございます。よろしくご決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第1号 新冠町副町長の選任についての採決を行います。お諮りいたします。同意第1号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第20 同意第2号 新冠町教育委員会教育長の任命について

○議長（芳住革二君） 日程第20 同意第2号 新冠町教育委員会教育長の任命について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 同意第2号 新冠町教育委員会教育長の任命について、提案理由を申し上げます。新冠町教育委員会杉本貢教育長より、平成29年5月10日をもって、辞職したい旨の願いがあったことから、後任の新冠町教育委員会教育長に次の者を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。同意を求めようとする者は、新冠郡新冠町字北星町7番地の48、山本政嗣氏。昭和36年11月23日生まれの満55歳であります。山本氏の経歴は別紙のとおりでありますので、後刻ご覧いただきたいと存じますが、山本氏は皆さんご承知のとおり、平成26年から現在まで社会教育課長として、幅広い見識と、強いリーダーシップにより、教育行政の中心的役割を担ってきた方であり、教育関係者からの信望も厚く、教育長として適任と判断し、任命について同意を求めらるるものでございます。以上、同意第2号の提案理由でございます。よろしくご決定下さるようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第2号 新冠町教育委員会教育長の任命についての採決を行います。お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。ただいま、但野副議長から中村副町長並びに杉本教育長に対する謝辞の申し出がありましたので、これを許します。但野副議長。

○副議長（但野裕之君） 議長の発言許可を頂きまして、勇退される中村副町長並びに杉本教育長に対して一言、謝辞を申し上げます。中村副町長におかれましては、平成25年5月から、本町の行政推進に携わって頂きましたが、日々変化を続ける社会情勢下で、本町を取り巻く課題も

多様化し、少子高齢化、人口減少問題、地域経済の活性化はもとより、保健 福祉 医療対策など多岐にわたるものがあります。そのような中、とりわけ新冠町の大きな課題となっている人口確保対策として、定住・移住対策、子育て支援、企業誘致などを始め、財政の健全化、医療等々、事務方のトップとして、長年培われた行政手腕を遺憾なく発揮されました。在任中は、寸暇を惜しむことなく全身全霊で、町の発展のため業務にあたっており、大変ご苦勞されるとともに、心勞も多々あったと推測いたしますが、現在まで新冠町を導いて頂きましたことに深く感謝を申し上げます。また、杉本教育長におかれましては、平成24年10月から、本町の教育行政の重責に携わっていただき、永年の教育分野で培われた確かな目と行動力を存分に発揮され、将来を見据え、社会が大きく変化する時代にあって、様々な課題に鋭意、取り組まれてきました。学校教育分野では、確かな学力の育成と豊かな心身の育成と魅力ある学校づくりに努められるとともに、幼・保一貫教育を図るための認定こども園ド・レ・ミにあたっては、学校・家庭・地域と連携した教育と保育活動を進められました。さらに、社会教育では生涯学習社会を具現化するための取り組みを進められてまいりました。教育長の熱心な指導とたゆまぬ努力に感謝するとともに、本町の教育力向上にご尽力していただきましたことに厚くお礼申し上げます。大変、ご苦勞様でした。結びに、中村副町長、杉本教育長におかれましては、退任後も新冠町発展のために今までの職責を通して培われました貴重な体験を活かされまして、ご指導ご鞭撻くださいますよう心からお願い申し上げ謝辞といたします。

○議長（芳住革二君） 勇退される中村副町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。中村副町長。

○副町長（中村修二君） 本会議の開催中にもかかわらず、こうして退職のご挨拶の機会を与えていただきましたことにつきまして、議長はじめ議員の皆様にもまずもお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。私が副町長にご選任をいただいてから1期4年と短い期間ではありましたが、5月10日の任期満了ももちまして、退職をさせていただくこととなりました。昭和53年に新冠町に採用され、副町長の4年間を含め39年間、町の行政に携わってまいりました。その間、昭和そして平成と、町民が犠牲となる大きな災害を経験しながらも、町民とともに災害を乗り越えてきたこと。平成に入ると、レ・コードと音楽による町づくりという全く新しいまちづくりのコンセプトに戸惑いながらも、新たなまちづくりが始まるという期待に胸を膨らませたこと。バブル経済の崩壊と、地方分権社会の到来、そして三位一体改革と、地方財政の窮乏、追い打ちをかけるように市町村合併の圧力が強まる中、自立を選択し、職員がいばらの道を歩む覚悟をした時のこと。思い返すと本当に様々なことがありましたが、行政と議会、そして町民が力を合わせてきたからこそ今の新冠町があるのだと思っております。今後も、新冠町を取り巻く状況は厳しさを増すことと思っておりますけれども、理事者と議会がこれまで以上に協調の実を挙げられ、町長の目標とするまちづくりの実現に向けてご努力を頂きますよう僭越ではございますけれども、心からお祈りを申し上げます。私は、本日をもって議員の皆様とお別れをいたしますけれども、これまでさまざまなご指導をいただきましたことに改めて感謝を申し上げますとともに、副町長として今日までの力不足、不行き届につきましては、何とぞお許しを賜りたいというふうに思っております。月並みではありますが、今後は一町民としてまちづくりに参加、協力をしていくつもりでございますので、今後とも相変わらずのご厚誼、ご指導を頂きますようお願いを申し上げます。最後に、新冠町の限りない発展を祈念しますと

ともに、皆様方のご健勝と、新冠町発展のため、ご活躍くださいますことを心からお願いを申し上げ、退職の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（芳住革二君） どうも長い間、ご苦勞様でした。続きまして、杉本教育長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。杉本教育長。

○教育長（杉本 貢君） まずもって、発言の機会を与えて頂きましたことに対しまして、お礼を申し上げたいと思います。振り返りますと、平成24年10月から4年6カ月の間、大変皆様方にはお世話になりました。また、私が落ち着いて仕事ができるような環境をいつも与えて頂いたということに心から感謝を申し上げたいと思います。自分は、愚直にスタッフとともに協働体制のもと、仕事を進めてきたつもりであります。例えば、児童生徒の学力体力の全国平均以上の向上、フッ化物洗口、漢検、英検、受験への支援。参観日における道德科の授業公開、各学校の公開研究会の開催。新冠子供塾、青年たちの子ども向けのろうそく出せ、少年少女国内研修の相互交流開始継続。レ・コード館の20周年事業の準備、新冠100話絵本の出版、セカンドブックスタート。認定こども園ド・レ・ミの第2期中期計画の策定などに取り組むことにより、大きな成就感をあげあわせていただきました。また、そのことを通して、ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとを作る、といういきいきふるさと教育の大切さを痛感させていただきました。結びに、このような仕事を通して、教育に携わる者の教示と、教育の条理を貫くことの大切さを考えさせて頂いた新冠に、深く感謝し、退任にあたっての言葉といたします。本当に長い間、どうもありがとうございました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） どうも長い間、ご苦勞様でした。以上をもって、本臨時会に提案されました議案すべての審議を終了いたしました。なお、閉会前に副町長に選任されました中村義弘氏から、議員の皆さんにご挨拶したい旨の申し出がありましたので、これを許します。中村義弘君。

◎中村新副町長の挨拶

○新副町長（中村義弘君） 副町長就任の挨拶の機会を頂きましたことに対しまして、議長さんをはじめ、議員皆様方には厚くお礼を申し上げます。この度、副町長選任の同意にあたりまして、皆様方にご同意頂きましたこと、重ねて厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。私は、4年間役場職員として奉職させて頂きましたが、再び副町長として町政運営に携わる機会を与えて頂きましたことに対しまして、身の余る光栄であると同時に、重責を担うことに対し、身の引き締まる思いであります。もとより浅学菲才の身ではありますが、鳴海町長の補佐役として、町政発展のため職員が一丸となり、協力しながら執行機関としての責務を果たせるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えております。現在、地方自治が抱える課題は非常に多種、多様多難で、その深さや重さは、私が奉職した時とは比べものにならないほど難しい時代に入っております。また、待ったなしにやらなければならない課題もたくさんございます。こういう難しい時代ですが、町長の政策目標であります思いやりと笑顔にあふれた新冠町。町民が安心して住み続けられる新冠町の実現に向け、町民や議会の皆様方のお力添えを頂きながら、大変微力ではございますが、粉骨砕身努力する所存でございますので、どうぞ皆様方におかれましてはこれまで以上のご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、甚だ簡単粗辞ではございますが、就任の挨拶

とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 次に、教育長に選任されました山本政嗣氏からもご挨拶したい旨の申し出がありましたので、これを許します。山本政嗣君。

◎山本新教育長の挨拶

○新教育長（山本政嗣君） 貴重なお時間を頂きまして、一言お礼のごあいさつを申し述べさせていただきますと存じます。この度は、議員の皆様方のご高配によりまして、教育長任命の同意を頂きました。心から厚くお礼を申し上げさせていただきます。私は、これまで26年余りにわたりまして、一般行政職員といたしまして皆様方にお世話になってきたわけでございます。これからは、教育行政の長という立場で行政に携わってまいることになったわけであります。今、その重責を痛感いたしまして、身震いするほどの緊張感を持ってこの場に立たせて頂いております。現下の社会情勢は、少子化、高齢化、そして人口問題といったような人口に関する問題が様々な形で地域に影響をもたらしております。教育の取り巻く環境におきましても、法改正が進み、そして、学習指導要領が改定されるなど、様々な教育改革が矢継ぎ早に国レベルで進められているのも事実であります。変化の激しい時代ではございますけれども、教育の目的というものは、個人の能力を伸ばし、そして、社会の担い手としての必要な知識や資質を高めることにあると存じております。特に子供たちにはふるさとを感じ、ふるさとを愛しながら、夢を追う心や、夢を実現する力を育むこと。さらには、様々な困難に立ち向かおうとする生きる力を育むことこそが、教育に課せられた使命だとも感じているところであります。私は、杉本教育長のもとで学ばせて頂いたことを基本といたしまして、現場に足を運び、そして現場の意見を聞き、さらには現場に寄り添う。そんな教育行政を進めてまいりたいというふうに考えております。また、人づくりこそがこの新冠町全体の発展を実現する基盤であるという事をしっかりと肝に銘じながら、誠心誠意職務に邁進する所存でございますので、今後とも、皆様方の一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、教育長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎閉会宣告

○議長（芳住革二君） ありがとうございます。これをもって、平成29年第2回新冠町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

（13時53分 散会）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員